

# くらしの安心情報

情報ファイル NO.46

平成20年8月11日

ネットで宣伝すれば、1日10万円の儲けがあると、「アフィリエイト契約」をしたが、詐欺ではないか？

## 相談内容

【相談者 20代男性】

自分のブログに「パチンコ攻略法」の広告リンクを張り、売ればその販売額に応じて報酬が貰え、1日10万円は稼げる、という「アフィリエイト契約」をしました。こんなうまい話は本当でしょうか？

## 対処方法

この相談の「アフィリエイト」とはインターネットを利用した広告手法の一つです。自分のホームページやブログなどを作成し、そこに広告主のサイトのリンクを表示し、閲覧者がそのリンクをクリックして商品を購入すると売り上げの一部がブログ等の開設者に支払われるという仕組みです。

- ・ 片手間に高収入が得られると思いがちですが、実際に得られる収入は商品代金の1～5%が相場と言われており、相当数の購入がなければ定期的収入は望めません。
- ・ 相談事例のように高収入をうたい文句にしたり、扱う商品が投資やギャンブルの必勝法など詐欺まがいのものがあるなど、アフィリエイトを利用した詐欺的商法も発生しています。
- ・ 今回、相談者に情報提供を行った結果、契約費用の支払いはされませんでした。
- ・ 安易な宣伝文句に騙されずに、契約内容をよく理解した上で利用しましょう。もし、契約内容が明確でない場合は、利用を差し控えましょう。

広告で  
高収入？



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)